

# 定額給付金の申請は『郵送』で

定額給付金の申請受付を4月6日(月)から開始いたします。

申請書の提出については、窓口が大変混雑することが予想されますので、同封した返信用封筒での郵送をおすすめします。なお、申請の際に提出いただくものは次の3点です。

- 定額給付金申請書
- 身分証明書のコピー
- 振込先口座の通帳のコピー

詳細については、申請書に同封した留意事項を参照ください。

## ▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当 ☎9180

## 日産車(新車)購入への助成

上三川町では、日産車(新車)を購入する人に助成金を交付します。(予算の範囲内)

### ▼対象者＝

- ①上三川町に在住の人(住民登録が一年以上)
- ②町税に滞納のない人
- ③個人が自家用に供するもの(事業用・法人は対象外)
- ④平成21年4月1日以降に契約(注文書)したもの
- ⑤県内の自動車販売会社で購入したもの

▼助成額＝車両本体価格の10%(消費税を除く) 20万円限度とする。

※受け付けは、7月頃になります。詳細については、決まり次第広報及びホームページで、周知します。

### ▼問い合わせ先＝

産業振興課 商工振興係 ☎9150

## ●「定額給付金」に関して

○町や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

○申請書提出前に、町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

○ご自宅や職場などに町や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきた場合は、迷わず、役場や下野警察署(又は警察相談電話(#9110)に)ご連絡ください。

## ▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当 ☎9180  
下野警察署 生活安全課 ☎0110



浄化槽を設置する人に対し、費用の一部を補助します。

### ▼補助対象区域＝

公共下水道認可区域、流域下水道認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く町内全域

### ▼補助金交付対象者＝

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、対象区域内において、住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置し、使用が可能な人。

### ▼補助金額＝

- ・5人槽相当 332,000円
- ・6～7人槽相当 414,000円
- ・8～10人槽相当(二世帯住宅) 548,000円

### ▼受付期間＝

平成21年4月1日(水)～平成22年2月末日(土・日・祝祭日等を除く)

### ▼問い合わせ先＝

上下水道課 公共下水道係 ☎9144

国・県・町では、私立幼稚園にお子さんを就園させている保護者の入園料及び保育料に係る経済的負担の軽減、また、少子化対策の一環を目的として、補助金を支給しております。

●補助金の種類等

【詳細は6～7月に資料送付予定】

①幼稚園就園奨励費補助金(国・町)

▼対象者 Ⅱ 幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額 Ⅱ 国から通知された補助単価に基づきます

②第二子等保育料減免事業費補助金(県・町)

▼対象者 Ⅱ 同時に2人以上の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額 Ⅱ 県から通知された算定方法に基づきます

③第三子以降子育て支援費補助金(町)

▼対象者 Ⅱ 当該世帯3番目以降の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額 Ⅱ 年額保育料(毎年度知事が定める月額保育料の上限額を基に算出した額まで)から右記①及び②を差し引いた額

※いずれも上三川町に住所を有する者が対象(年度途中異動者は月割補助金額)

※園児と生計を一にする世帯の所得状況(園児の両親、祖父母等。6月1日現在で電算処理をかけた世帯構成・市町村民税課税額)を基に事務手続きを行います。

●手続きの流れ

補助金申請から支給までの手続きの流れは下記のとおりです。(各手続きは、就園幼稚園からの案内等があります。)

手続内容(※すべて幼稚園経由で行います。)		
平成21年 4月～5月	申請・承諾	該当保護者から「補助金申請事務手続に係る承諾書」を徴収させていただきます。
6月～7月	調書作成・確認	該当保護者あて「保育料等減免措置に関する調書」及び説明資料を送付し、上記調書の内容確認を依頼します。
8月～	調書内容審査	提出された関係書類の審査を行います。 審査の結果、書類の不備があった場合には、個別に再依頼を行います。
平成22年 2月上旬	交付決定	補助金の交付決定を行います。
2月下旬	支給	町から幼稚園へ補助金を振込み、その後、幼稚園から保護者の方に補助金を支給します。 ※支給方法は、就園幼稚園によって異なりますので、詳しくは当該幼稚園にお問い合わせください。

▼問い合わせ先=教育総務課 総務係 ☎9 1 5 5

「子育て応援特別手当」の申請受付が始まります

多子世帯の幼児教育期における子育てを支援することを目的に、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども一人あたり3万6千円を支給します。

▼対象となる子ども=世帯に平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子が2人以上いて、かつ第2子以降である平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が対象となります。

▼支給対象者=基準日において対象となる子どもが属する世帯の世帯主

▼基準日=平成21年2月1日

▼手当の額=対象となる子ども一人あたり3万6千円です。手当の支給は、原則として口座振込となります。

▼申請の手続き=手当の受給には、支給対象者が、町に申請を行っていただく必要があります。

なお、住民基本台帳で支給対象になると判断された世帯には、申請書を4月上旬に送付する予定ですが、4月下旬になっても申請書が届かない人で該当すると思われる人は、下記までお問い合わせください。

▼受付開始日及び申請期限=受付開始日は4月6日(月)

申請期限は受付開始日から6か月となりますので、対象となる人は忘れずに申請をしてください。

▼問い合わせ先=健康福祉課 子育て応援特別手当担当 ☎9 1 3 0